

2026年3月24日

外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分(輸入禁止等)を行いました

経済産業省は、本日、王 天元(ワン・ティエンユエン)による外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)違反事案に関し、外為法第53条第2項及び第3項に基づき、輸入禁止等の行政処分を行いました。

1. 行政処分について

(1) 処分対象者

王 天元(ワン・ティエンユエン)

(2) 処分概要

① 輸入禁止(第三者を介した輸入を含む。)

対象貨物:全貨物

原産地及び船積地域:全地域

輸入禁止期間:令和8年3月31日から令和11年3月30日まで(3年間)

② 次の輸入業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止

対象貨物:全貨物

原産地及び船積地域:全地域

役員就任禁止期間:令和8年3月31日から令和11年3月30日まで(3年間)

2. 事案の概要

王 天元(ワン・ティエンユエン)は、令和元年6月11日から令和2年1月23日までの間、計35回にわたり、北朝鮮を原産地とするしじみ計53万7,660キログラム(輸入申告価格合計1億495万1,667円)を経済産業大臣の承認を受けずに中華人民共和国又は大韓民国経由で輸入しました。

※平成18年10月14日以降、外為法に基づく我が国独自の措置として、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全貨物の輸入が禁止されています。

(本発表資料のお問合せ先)

貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課

電話:03-3501-1511(内線3241)

メール:bzl-boeki-kanri-inquiry★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください